

【事案VI-1】 重度障害共済金請求

・2020年4月17日 裁定審議適格性なし

<事案の概要>

肝機能障害・糖尿病を原因として肝臓・胆嚢・膵臓の障害が残存したとして、重度障害共済金を請求したが、重度障害の状態には至っていないとされ、重度障害共済金が支払われなかったことを不服とし、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、総合共済の重度障害 50 万円および団体生命共済の重度障害共済金 2,000 万円を申立人に支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

被申立人は、日常生活が「一人でできる」ことを理由とし、総合評価による等級認定ではなく、併合方式による準用第 8 級としているが、本件は以下の理由により、併合方式による等級認定ではなく、総合評価による等級認定が妥当だと考える。

- (1) 申立人担当医が「労働能力は全くなく終身労務に服することができない。」と判断している。
- (2) 申立人担当医が「日常生活そのものも困難になってきており、在宅で仕事をするのも困難な状態である」と判断している。
- (3) 「生命維持に必要な身のまわりの処理動作」に決まった定義はなく、「歩ける」、「字がかける」ことは、「生命維持に必要な身のまわりの処理動作」を否定する定義もない。
- (4) 身体障害者手帳等級が 1 級(日常生活活動がほとんど不可能なもの)である。
- (5) 障害年金障害等級が 2 級(必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のも)である。
- (6) 仕事も健康上の理由で休職期間満了により免職となっている。
- (7) 被申立人が判断した準用第 8 級は、上記(1)から(6)の状態を大きく下回る。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

(1) 総合共済

「総合共済」契約の引受団体は他団体であり、被申立人との間に締結された共済契約ではないから、被申立人は裁定を申立てられる当事者ではない。

(2) 団体生命共済

申立人は、以下の理由により約款・事業規約に規定する「重度障害」に該当しないため、重度障害共済金は支払うことができない。

- ① 申立人の病態を「治癒」と判断することができない。
- ② 認定できる障害等級が準用第8等級であり、「重度障害」に至らない。
- ③ 総合評価として、「介護の要否」および「労務への支障の程度」について検討しても重度障害の認定はできない。
- ④ 後遺障害診断書から労働能力について詳細に評価することは困難である。

<裁定の概要>

適格性審査の結果、「事実認定が著しく困難な事項」に該当するため、裁定手続規則第16条第十号に基づき、裁定審議開始に係る適格性なしとし、手続を終了することとした。